

消費税率引上げに伴う各種手数料改定のお知らせ

このたび、消費税法の一部改正により、令和元年10月1日から消費税率が現行の8%から10%に引き上げられます。

これに伴い、消費税が課税される各種手数料等につきましても、新消費税率（10%）を適用させていただきます。

なお、今回の改定にあたり、消費税抜き手数料の改定はなく、消費税部分のみの改定となりますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

記

1. 各種手数料改定日

令和元年10月1日（火）

2. 改定する主な手数料

- ・ 為替関係手数料
- ・ E B 関係手数料
- ・ A T M 利用手数料
- ・ 融資関係手数料
- ・ 紙幣・硬貨の両替手数料／硬貨入出金手数料
- ・ 口座振替手数料
- ・ その他手数料 等

※各種手数料改定の詳細につきましては窓口へお問い合わせください。

以 上

【お客様へのお願い】

令和元年10月1日以降も従来の8%の表示がされたパンフレット等がお手元に届く場合があるかと存じますが、その際は10%に読み替えてご利用いただきますようお願いいたします。